

# 2019 年度学校図書館司書教諭講習案内

山形大学

## 1. 目的

この講習は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委嘱を受けて行うもので、2019 年度学校図書館司書教諭講習実施要項に従って実施します。

## 2. 受講資格

- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の免許状を有する者。
- (2) 大学に 2 年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者。

## 3. 講習科目、日程、単位数及び担当講師

学校図書館司書教諭講習規程（昭和 29 年文部省令第 21 号）第 3 条第 1 項に規定する 5 科目 10 単位のうち、今年度は次の 1 科目 2 単位を開講します。

講習科目	学校経営と学校図書館
日 程	8 月 19 日（月）～8 月 22 日（木） * 4 日間
時 間	9：00～17：30 * 初日のみ 8：50～9：00 にガイダンス実施
単 位 数	2 単位
担当講師	東北文教大学短期大学部 総合文化学科 准教授 伊藤 弘昭

## 4. 講習会場

山形大学小白川キャンパス

（所在地）山形県山形市小白川町 1 丁目 4 番 1 2 号

（交 通）山形駅前④番乗り場から、山交バス「県庁前行き」乗車

「南高前・山大入口」下車（所要時間約 10 分）、バス停から徒歩 5 分

※山形大学小白川キャンパスでは、駐車場規制を行っており、自家用車での来学は認められておりませんので、公共交通機関等を利用して来学してください。

## 5. 受講者定員 50 人

## 6. 申込みに必要な書類等

書類等の名称	受講資格(1)の者	受講資格(2)の者	書類参加者	摘要
2019年度学校図書館司書教諭講習申込書	必須	必須	必須	本学所定の用紙（別紙様式）
教員免許状授与証明書	必須	不要	※1	<p><b>【現職の教諭（常勤講師を含む）以外】</b> 授与権者（都道府県教育委員会）発行のもので、複数の免許状を有する場合でもいずれか1通でよい。 <u>※一度上記証明書を本学に提出された方は、今回の提出は不要です。</u></p> <p><b>【現職の教諭（常勤講師を含む）】</b> 有する免許状の写しに、所属する学校長が原本と相違ない旨の証明を付したものを。</p>
成績証明書	不要	必須	※1	大学長発行のもの。大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した旨の証明書。
司書教諭科目に係る単位修得証明書（原本）	該当者のみ	該当者のみ	必須	学校図書館司書教諭講習規程第3条に規定する司書教諭に必要な科目（5科目10単位）の一部の単位を既に大学等で修得し、 <u>今回の講習で、すべての単位が揃う見込みの者及び既に5科目10単位のすべての科目を修得済で、今回書類参加を行う者。</u>
戸籍抄本	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	改姓、本籍地変更等の理由で、現在所有している教員免許状及び各種証明書の記載事項と事実が相違する場合、1部添付。
返信用封筒 * 全て表面に自己の郵便番号、住所及び氏名を記入する。	必須	必須	必須	<p><b>【今回の講習を受講し、修了証書の交付を受ける者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・角形2号(24cm×33.2cm)封筒1枚 「簡易書留」と記入の上、530円分の切手を添付する。</li> <li>・長形3号(12cm×23.5cm)封筒1枚 92円分の切手を添付する。</li> </ul> <p><b>【一部単位を修得する者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長形3号(12cm×23.5cm)封筒2枚 92円分の切手を添付する。</li> </ul> <p><b>【書類参加者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・角形2号(24cm×33.2cm)封筒1枚 「簡易書留」と記入の上、530円分の切手を添付する。</li> </ul>

※1 免許状を有する方は教員免許状授与証明書、学生の方は成績証明書がそれぞれ必要となります。

## 7. 申込方法

郵送の場合：簡易書留扱いとし、申込封筒の表に「司書教諭講習申込書在中」と朱書き。

持参の場合：申込先に持参。受付時間は平日9時～17時。

## 8. 申込受付期間

令和元年6月10日(月)～令和元年7月5日(金)(申込期間内に必着)  
ただし、郵送の場合は7月5日以前の消印がある簡易書留に限り有効とします。

## 9. 申込先

〒990-8560 山形県山形市小白川一丁目4番12号  
山形大学小白川キャンパス事務部 教務課学務・免許担当  
TEL 023-628-4405 (ダイヤルイン)

## 10. 受講者の決定等

- (1) 受講希望者が定員を超える場合は、次の順序及び申込順で受講者を決定します。
  - ①既に講習科目の単位の一部を修得し、今年度の講習を受講することにより、修了証書が授与される見込みの者。
  - ②一部の単位の修得を希望する現職教員。
  - ③その他の者。
- (2) 受講希望者全員に、決定結果を7月16日(火)頃に通知する予定です。

## 11. 申込上の注意

本講習の受講を希望する場合は、以下の事項にご注意の上お申し込みください。

### (1) 講習科目の単位の一部を修得している場合

すでに講習科目の単位の一部を修得し、今回の講習で残りの科目の単位を修得することにより、修了証書の授与を受けることができます。(司書教諭の資格取得となります。)

この場合、すでに修得した単位に係る単位修得証明書(原本)を必ず添付願います。

### (2) 本年度の講習で一部の単位の修得を希望する場合

本年度の講習で一部の単位を修得した場合、次年度以降の講習で残りの科目の単位を修得することにより、修了証書の授与を受けることができます。

### (3) すでに講習科目の単位のすべてを修得している場合《書類参加》

受講資格を有する方で、すでに学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める5科目10単位すべてを修得している方は、今回の講習に出席することなく、申込の手続きのみをすることによって、修了証書が授与されます。

また、本学学部を卒業され、平成11年度以降在学中に学校図書館司書教諭関係の全科目・単位(5科目10単位)を修得し、かつ教員免許状をお持ちの方についても同様です。

書類参加の際は、すでに修得した単位に係る単位修得証明書(原本)を必ず添付願います。

※なお、学校図書館司書教諭講習規程の一部が変更されたことにより、平成10年度までに修得した旧規定科目は、平成15年3月31日をもって読み替え期間が終了し、申請に使用することができませんので、ご注意ください。

## 12. 単位の認定

単位の認定は、課題試験によって行います。

詳しくは、初日に行うガイダンス(8:50~9:00)で説明します。

## 13. 受講料

無料。ただし、教科書、参考書、教材その他の費用は各自の負担とします。

## 14. 修了証書について

- (1) 本年度の講習受講（書類参加を含む。）により、修了要件を満たした方への修了証書（＜文部科学省＞発行）の送付は、令和2年3月頃の予定です。
- (2) 大学在学中の学生については、教諭の免許状取得時点から、修了証書の効力が生じることにご留意ください。
- (3) 一部の単位の修得のみで修了要件を満たさなかった方へは、単位修得証明書（＜山形大学長＞発行）を令和元年10月頃に送付する予定です。

## 15. 講習案内の請求方法

「2019年度学校図書館司書教諭講習案内」を請求する場合は、前記9の申込先に直接又は郵送により請求してください。なお、郵送による場合は、返信用封筒（角形2号(24cm×33.2cm)封筒に200円分の切手を貼り、送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封のうえ、申込封筒の表に「司書教諭講習案内請求」と朱書きし、請求してください。

## 16. その他

- (1) 講習期間中の宿泊施設の斡旋等はありません。
- (2) 提出された書類等は、返却いたしませんので、御了承願います。